

## [事案 2020-15] 契約解除無効請求

・令和2年9月14日 裁定終了

### <事案の概要>

告知義務違反を理由に契約解除されたことを不服として、契約の継続を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

糖尿病性ケトアシドーシスにより入院したため、令和元年5月に契約した医療保険にもとづき給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約を解除されたが、以下の理由により、契約を継続してほしい。

- (1)告知書を作成する際、募集人に対し、健康診断で血糖値が高いことの指摘を受けており、必要であれば健康診断書を提出する旨述べたが、募集人は、それくらいであれば大丈夫であると、健康診断の結果の用紙は必要ないなどと述べた。
- (2)年2回、勤務先の健康診断を受けていたが、その結果については勤務先から伝えられておらず、異常指摘を受けていたことを知らなかった。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、申立人から健康診断で血糖値が少し高いとの指摘を受けていることを聞いていないため、それくらいであれば大丈夫といった返答もしていない。また、募集時に、申立人から健康診断書の要否を尋ねられたことはない。
- (2)申立人は、平成30年6月の健康診断では糖尿病疑い、同年11月の健康診断では糖尿病と診断され、それぞれ「要精査」と医師から意見が述べられている。直近の健康診断は告知日の約半年前であり、申立人が健康診断で指摘を受けていたことからすれば、正しく告知することは何ら難しいことではない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が募集人の誤説明により健康診断結果について告知をしなかったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。